公 告

令和８年２月1日

大健公告第１３１号

ダイワボウ健康保険組合

理事長　南城　秀樹

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第４７条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

１．令和７年９月３０日現在の平均標準報酬月額：３４１，３７３円

２．令和８年度における標準報酬等級：２４等級　３４０，０００円

３．適用年月日：令和８年４月１日